

[事案 22-37] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 2 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人（銀行員）による不十分な説明により、認識していたものと異なる変額年金保険に加入させられたとして、契約を取消し既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 3 月、普通預金に残高があったことから、募集人（銀行員）より「良いものがあるから…」と勧められ、銀行窓口で変額年金保険（保険料一時払）に加入したが、その際の募集人の説明不足により、次のとおり、希望していた商品とは全く別のものであった。契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 「預金は老人ホームに入るための資金であり、元本を保証したもので 5 年間しか預けることができないので、安心安全なものが良い」と伝えたところ、本件商品を勧められたが、同商品は運用期間が 10 年で、5 年では元本保証がなかった。
- (2) 銀行は預金しか取り扱っていないものと思っており、元本保証のない商品を買っているとは知らず、元本割れすることの説明がなかった。
- (3) 変額年金保険というものが全く分からず、本件商品が保険とは説明されておらず、保険とは思わなかった。

<保険会社の主張>

募集代理店および募集人に対する募集時の経緯等の調査を行った結果、以下のとおり、申立人は少なくとも加入時において、商品内容・リスクを了解のうえ申込みに至っており、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 募集人は、申立人が当初 5 年物国債の購入を検討するも低金利に不満を持っていたことから、運用期間が 10 年であることを前提に運用の成果や早期受取りも見込むことのできる申立契約の提案を決定し、提案にあたっては、商品パンフレット等を使って運用期間や中途解約リスク等を申立人に説明している。
- (2) 申立人は、募集人から説明を受け、自らの意思で申込書に署名・捺印しており、その申込書の中で、「運用期間」欄には「10 年」と、「死亡保険金受取人」欄には実弟の氏名を記入している。さらに、「確認書」欄において、「(申込書の裏面「確認書」)の内容、「ご契約に際しての重要事項/ご契約のしおり・約款」・「特別勘定のしおり」を受領し、かつ内容について確認・同意をした旨、および「商品の仕組み・特徴・契約者の負うリスク等の重要事項」について販売資格者から説明を受け、その内容を確認のうえ同意した旨、署名・捺印している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張（「利率の良い商品で、5 年間運用し元本の保証があるものと希望したのに、本件商品はこれに合致したものではなかった」）について、錯誤による無効（民法 95 条本文）、あるいは消費者契約法 4 条 1 項 1 号（不実告知）、または同条 2 項

(不利益事実の故意の不告知)による取消しの主張と判断し、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第44条にもとづき裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 錯誤無効について

本件においては、錯誤のうち「動機の錯誤」が問題となるが、仮に動機の錯誤になっても、申立人には重大な過失があるので、錯誤による無効の主張は認められない。

(1)パンフレットを見れば、下記のとおり、運用期間も元本保証がどのような場合にあるのかも容易に理解できるようになっている。申立人はこれを見たかどうか記憶がない、あるいは見なかったと言うが、商品内容を説明したパンフレットの中心となる部分を見ずに契約をすることは重大な過失と言える。

①募集に際し示されたことを申立人も認めている本件商品のパンフレットによれば、得られる利益(一時払保険料に対する運用益)は変動があり、元本を下回る可能性があることが分かりやすい図で示され、かつ運用が目標値に到達した場合と到達しない場合、更に到達せず元本も下回った場合が大きな文字で具体的に示されていて、元本割れの危険性があることが明らかに分かる。

②運用が元本割れした場合には年金受取の場合のみ元本が保証されることも記載されており、更に運用期間も、3年経過以降目標値に達した場合には運用を停止して、一括又は年金での支払いがなされるが、そうでない場合には運用期間の満了時まで運用がなされることが明記されている。

(2)申立人は申込書に記入しているが、そこには運用期間を10年、目標値を120パーセントと自ら記載している。また保険であることを知らなかったとも主張するが、申込書のタイトルは変額個人年金保険である旨の記載があり、かつ、死亡保険金受取人欄にも自ら受取人を記載しており、保険と知らなかったという主張は不自然である。

(3)申立人が募集人に老人ホームに入る資金であると表明した事実は、申立人の供述以外にこれを裏付ける証拠はない。

【参考】民法第95条(錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

2. 説明義務違反について

説明義務違反を問題とする場合には、申立人が募集人の説明について「事実と反する説明があったこと」、「不利益事実の告知が無かったこと」を証明しなければならないが、提出された文書および事情聴取の結果においても、申立人はどのような説明があったか覚えていないと言うのみで、説明義務違反を認定するに足りる証拠はない。したがって、消費者契約法に基づく取消しは認められない。

3. 希望に合致しない商品を勧めたという主張について

消費者の希望に合致した商品が存在しない場合、その要望になるべく類似した商品を勧

めることは当然に販売者に許された行為であり、仮に募集人が申立人の全ての要望に合致しない商品を勧めたとしても、それ自体のみで、直ちに相手方会社に契約取消しを求める理由とはならない。